

浜田市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 9 号

浜田市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

浜田市職員の通勤手当に関する規則（平成 17 年浜田市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号、第 13 条第 3 項各号及び第 15 条第 2 項各号中「5 万 5,000 円」を「15 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。